

舗装技術者の倫理要綱

平成28年11月1日制定

(一社) 日本道路建設業協会

【 前 文 】

舗装技術者は、舗装が社会生活や環境などに大きな役割を果たし、国民生活全般に大きな効用をもたらしている社会資本であることを深く認識し、舗装に係る施工・管理や舗装の補修等の業務の履行をとおして、安全・安心で豊かな社会の実現に貢献する。

舗装技術者は、これらの使命を全うするために、技術の研鑽と知識の修得及び技術者としての品位の向上に努め、国民としての視点を保持して、この倫理要綱を遵守し公正・誠実に行動する。

【 倫理要綱 】

(社会への貢献)

1. 舗装技術者は、舗装が社会全般に大きな効用や影響を与える重要な社会資本であるとの認識の下、国民生活の安全・安心と社会経済の円滑な発展に寄与することを常に念頭に置き、舗装に関する専門的知識及び経験等を活用して、総合的見地から舗装に関連する諸課題の解消等の企図などにより、社会に貢献する。

(環境、文化の尊重)

2. 舗装技術者は、舗装が国民生活や環境に大きな影響を与えていることを認識し、施工・管理や舗装の補修等に当たっては、環境及び地域の文化等の地域特性を尊重し地域の声を傾聴する。

(安全と減災)

3. 舗装技術者は、国民としての視点を絶えず意識し、幅広い分野との連携により、自然災害の抑止など国民の生命・財産等を守るために尽力する。

(職務における責任)

4. 舗装技術者は、専門分野における技術が社会生活全般に大きな役割を果たしていることから、技術者としての職務の社会的意義と重要な役割を意識し、全力を挙げて舗装技術者としての責務を果たす。

（職務の誠実履行）

5. 舗装技術者は、舗装が社会の公益に広く寄与していることを認識し、事業の依頼者、自己の属する組織及び社会に対して公正・不偏な態度に立ち、誠実に業務を履行する。

（秘密の保持）

6. 舗装技術者は、業務上知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らしたり転用したりしない。

（信用の保持）

7. 舗装が社会活動に重要な役割を果たしていることを踏まえ、舗装の専門技術者としての品位を保持し、欺瞞的な行為等により信用を失墜することとなる行為は行わない。

（継続研鑽）

8. 舗装技術者は、社会のニーズや舗装の新技术等に対して常に鋭い感性を持ってその把握を図り、専門技術の知識や力量及び専門分野以外の知識の継続研鑽に努め、培った技術の継承などを通じて人材育成に貢献する。

（法令等の遵守）

9. 舗装技術者は、法律、政令等に規定されている理念を十分に理解して職務を行い、清廉を旨とし、率先して法令等の社会規範の遵守に努める。